

公安委員会定例会議の開催状況

第1 日時 令和8年5月20日（水）午後1時30分から午後3時10分までの間

第2 出席者 松尾委員長（司会）・刈谷委員

本部長・警務部長・生活安全部長・刑事部長・交通部長・警備部長・情報通信部長
首席監察官・総務参事官・人身安全対処参事官・組織犯罪対策参事官

第3 議事の概要

1 委員説示

委員から、「一昨日、兵庫県豊岡市と大分県日田市が最高気温35度を超え猛暑日となり、県内でも四万十市西土佐が最高気温32度を超え真夏日となるなど、この時期に猛暑日、真夏日ということで温暖化の影響が出ている。調べてみると、この100年で日本近海の海水温が1.14度上がっている。地球全体で見たら海水温の上昇は0.55度で、日本近海の海水温は全体から見ると2倍くらい上昇しているということで、冷たいところを好む秋刀魚、鮭の漁獲量は大幅に減少し、逆に温かいところを好む鰯の漁場が北海道にできているということで、水産関係ではこのような影響が出てきている。温暖化と犯罪との関係について、世界中で色々な論文が出されているところ、世界共通なのが気温上昇に伴い暴力犯が増えるということである。色々な要因が考えられるが、気温が上昇するとストレスが溜まり、暴力性が高まるということのようである。日本の論文を確認してみると、わいせつ犯が増えるというのが顕著に出ているようである。犯罪を犯す側にこのような傾向が見られるところ、取り締まる側としても気温上昇に伴い、心理的にも身体的にも色々と影響を受け、負担がかかることになる。ここ数年暑熱対策が進んできているが、今年も早いうちから職員のパフォーマンスが上がるよう暑熱対策を行っていただくようお願いする。」旨の説示があった。

2 報告事項

(1) 監察案件について

警務部から、令和8年5月16日に発生した当県警察職員の逮捕事案について説明

があった。

委員から、「公安委員会事務室から連絡を受けたときは哑然とし、返す言葉もなかった。昨年も逮捕事案が発生し、1年の間にまた逮捕事案の発生ということでどうして起こってしまったのだろうかという思いである。警察は県民からの信頼を前面に受けないといけないところ、逮捕事案の発生は県民からの信頼を大きく損なうこととなり職務に与える影響は大きいと考える。適切に職務執行をしている警察官が嫌な思いをするかもしれない。不適切事案の発生が職務に与える影響というものはしっかり教養しなければならない。身上指導把握の取組により部下をしっかりと把握することで、見られているという感覚を植え付けることになり、不適切事案の抑止に繋がるのではないかと考える。処分については、県民を取り締まる立場で崇高な考えを持たなければならない警察官ということで、県民も納得するような厳正な対処をお願いします。」旨の発言があった。

別の委員から、「警察官による飲酒運転は言語道断である。最近、警察官を騙った詐欺の発生が多いが、裏を返せば警察官に対する県民の信頼が大きいから発生しているといえる。警察官が逮捕されるというのは、県民に対する裏切り行為であり、処分については厳正にというのが県民感情でもあるので、厳正に対処することを望む。」旨の発言があった。

各委員からの発言を受け、警察本部から、「昨年来ご指導いただいているなかで惹起してしまい、お詫び申し上げます。昨年、全国警察でも懲戒処分の状況が前年から比べて大幅に増加し、当県警察も免職を2人出してしまったということで、かなり厳しい態度で現場に対して綱紀粛正を指導してきたが、その指導が末端まで行き届かず、今回の逮捕事案を招いてしまい、忸怩たる思いである。緊急の再発防止対策として、現在、所属長に対する職務倫理教養を実施中であるが、調査結果を踏まえて厳正な対処を行うとともに、必要な再発防止対策を組織としてしっかり講じてまいるので、引き続きご指導をお願いします。」旨の説明があった。

(2) 令和8年4月中の苦情取扱状況について（資料1）

警務部から、令和8年4月中の苦情取扱状況について説明があった。

委員から、「神奈川県川崎市におけるストーカー殺人事件での苦情対応への誤りを受け、これまで要望として捉えて受理していたものを、苦情として捉え受理するようになったところ、受理件数が増加したとのことで、実は苦情の大半が苦情とし

て受理されず埋もれていたということがわかった。苦情の中でも、現場への不臨場の件は、通報を受理した警察官の思い込みがあったということで、川崎市ストーカー殺人事件のような事件にも繋がるおそれもあり、非常に怖いと感じた。そのような事案が発生したときには、他山の石として再発防止の教養資料を発出しているようで、それも良いが、ワークショップを開いて皆で話し合うのも良いと思う。意見を出し合うだけでよく、答えを出す必要はない。苦情の対象は、若い年代の職員が多いが、若い職員は応酬話法とか理解しておらず、よって相手方と齟齬が生じることになる。このようなことも、ワークショップを開き、意見を出し合ったら良いと思う。苦情は、今後の糧にもなるわけで、これを真摯に捉え、隠蔽することなく堂々とこの場で説明してくれたことは非常に結構なことで、引き続き報告をお願いする。」旨の発言があった。

別の委員から、「これまで苦情と捉えず要望に止めていたものを苦情と捉えて、どうなったのかを検証するというのは非常に良いことだと思う。実際、苦情を契機に業務の改善に繋がったのが4月だけで5件あったということで、これに気付けたのはありがたい話だと思う。以前、経営品質の講師の先生に「苦情はお客様からの贈り物」と教えられたことがあり、「文句だけを言っているのではなく、自分たちを良くするために言ってくださっているのだ」と徹底的に教えられた。まさにそのとおりで、県警の取組はこれに繋がる話なので素晴らしいと思っている。説明の中で怖いと感じたのは、職員の思い込みから現場臨場しなかった件、そして部下任せにしたことで、被害者の方に対して度重なる出頭要請をしてしまったという件で、それぞれ思い込みで判断してはいけない、1人の人間に対応を任せず組織で対応するというをしっかり教えていかなければならないと感じたし、上司の方は部下の方にしっかりと目配りを行ってもらいたい。自分が採用されて間がないとき、相手方に文書を送る必要があり、何を書いていいかわからなかったところ、上司から、「相手方を思い、事実をはっきり伝えること」と具体的に教えられたことがあった。このような教えを受け、上司に恵まれていると感じているが、皆もこのような上司になっていただきたい。」旨の発言があった。

各員からの発言を受け、警察本部から、「今回、業務改善に繋がる苦情の内容等について報告させていただいた。苦情については、そこから得られる情報を使い、組織をより良い方向に導くことに活用すべきだと理解している。今回話をさせてい

ただいた現場への不臨場の件、部下に仕事を任せきりの件は、高知県警としても怖いと感じているところである。苦情をしっかりと苦情として捉え、改善に繋げる取組は、県警察をより良い方向に持って行くことができる取組だと我々も受け止めている。毎月、このような形で報告するので、ご指導をお願いします。」旨の説明があった。

(3) 令和7年度の留置施設視察委員会の活動状況について（資料2）

警務部から、令和7年度の留置施設視察委員会の活動状況について説明があった。

委員から、「外国人被留置者が増えてきているとのことであるが、会話について留置担当官は対応できるのか。」旨の質問があり、警察本部から、「通訳の機械を使って会話をしている。性能が良く会話に問題はない。」旨の説明があった。同委員から、「被留置者と留置担当官の双方でコミュニケーションが取れないと問題が生じると思ったが、機械を使ってコミュニケーションが図れているとのことであれば非常に結構だと思う。委員からは、留置施設の壁の色付けなどの意見もあり、被留置者の精神面の安定とか考えるとそのような措置も必要かなと考える。その他、委員からは様々な意見が提出され措置も講じているということで、委員の先生方の頑張りに敬意を表する。」旨の発言があった。

別の委員から、「被留置者の処遇改善のみならず、留置担当官用のマットレスの導入など留置担当官の処遇にも目を向けていただき、委員の活動を大変素晴らしいと思っている。今後も委員からの意見要望を受け、被留置者、留置担当官お互いの処遇改善を図っていただきたいので、今後ともよろしく願います。」旨の発言があった。

第4 個別決裁

1 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

警務部から、特殊勤務手当の改正に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明があり、原案のとおり決定した。

2 こうち被害者支援センター令和8年度活動計画書の変更について

警務部から、こうち被害者支援センター令和8年度活動計画書の変更について説明があり、了承した。

- 3 こうち被害者支援センター執行部設置規程の制定について
警務部から、こうち被害者支援センター執行部設置規程の制定について説明があり、了承した。
- 4 留置施設視察委員会の選任について
警務部から、留置施設視察委員会の選任について説明があり、原案のとおり決定した。
- 5 審査請求に係る弁明書の作成について
交通部から、放置違反金納付命令処分に係る審査請求に伴う弁明書の作成について説明があり、原案のとおり決定した。
- 6 審査請求に係る弁明書の送付及び反論書等の提出について
交通部から、放置違反金納付命令処分に係る審査請求に伴う弁明書の送付及び反論書等の提出について説明があり、いずれも原案のとおり決定した。
- 7 審査請求に係る裁決書謄本の送付について（2件）
公安委員会事務室から、審査請求に係る裁決書謄本の送付について説明があり、原案のとおり決定した。
- 8 公安委員会定例会の議事録について
公安委員会事務室から、令和8年5月13日に開催した公安委員会定例会「議事録」について報告があり、了承した。